

第二回食品用器具・容器包装の規制に関する検討会資料(業界団体ヒアリング用)

塩化ビニリデン衛生協議会 自主基準について

平成28年9月30日

塩化ビニリデン衛生協議会

専務理事 松永 悟

塩化ビニリデン衛生協議会

- 設 立 昭和52年(1977年)6月
- 目 的 塩化ビニリデンモノマーおよびポリ塩化ビニリデン (PDVC)製品についての安全衛生の確保並びに環境との調和に関する調査研究を行うとともに会員相互の啓発並びにポリ塩化ビニリデン製品の適切な普及に努め、健全な発展に寄与する。
- 会員数 10社
塩化ビニリデンモノマー、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニリデン製品(フィルム、多層フィルム、コートフィルム)の製造販売または輸入を業とするもの

PVDCフィルムの主な特性

長 所

- ガスおよび水蒸気に対するバリア性がある。
- 耐熱性および柔軟性をもつ。
- 熱収縮性が有する。
- 透明性が優れている。

短 所

- ヒートシールが期待できない。
- 引裂強度や低温での衝撃強度が大きくない。

PVDC製器具・容器包装材の用途(I)

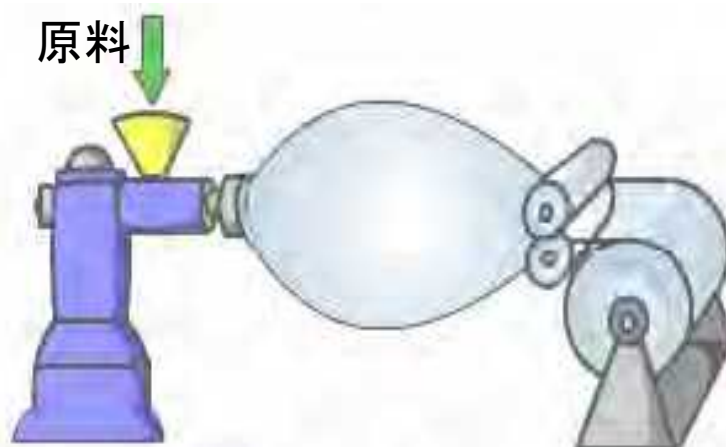
- PVDCフィルム

ラップフィルム

ソーセージ、チーズ、かまぼこなどの包装材料

(参考)PVDCフィルムの製造法

溶融押出(インフレーション法)



PVDCを加熱して溶かし、ふくらませてフィルム状にして巻き取る。

PVDC製器具・容器包装材の用途(Ⅱ)

- PVDCコートフィルム

ビスケット、漬物、干し芋、ウィンナーソーセージ、味噌などの包装材料

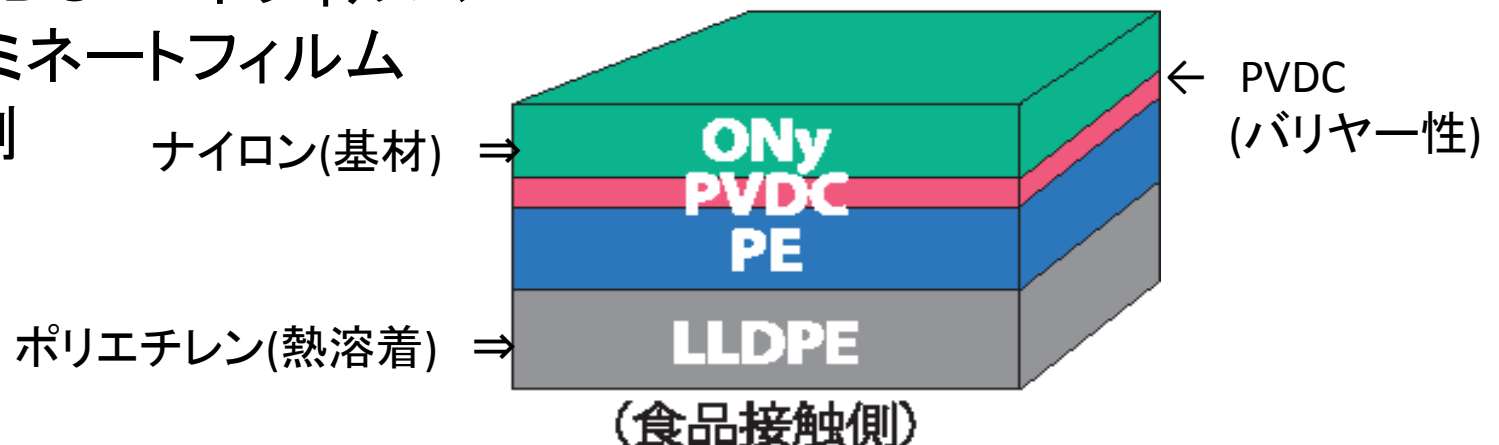
- PVDCを含む多層フィルム

レトルト包装材料、成形容器のふた材など

(参考)PVDCコートフィルム

PVDCラミネートフィルム

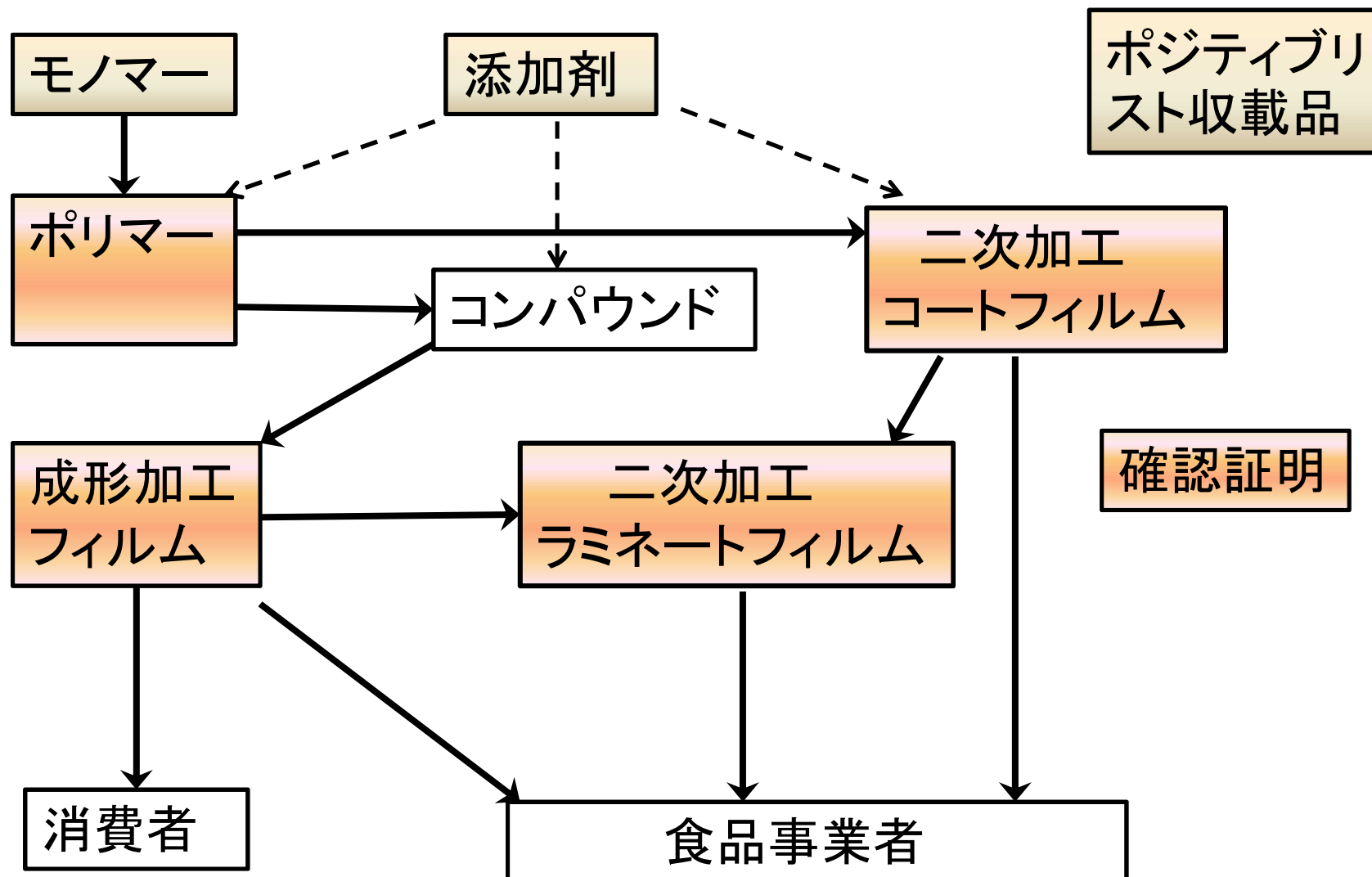
構成例



自主基準の適用範囲

- 食品用の器具・容器包装に使用されるPVC製品(フィルム、シート、成形品など)
- 食品に直接接触する面がPVDCからなる複合製品
- 食品の直接接触する面に使用される塗布加工用PVDC

製造プロセスと自主基準



自主基準(歴史)

- 1978年食品衛生法に基づく厚生省告示「食品、添加物等の規格基準」に対応し、「ポリ塩化ビニリデン製食品容器包装等に関する自主基準(第1版)」を制定して以来、改訂を重ね、現在、第9版(2010年発行)が最新版となっている。

自主基準

衛生試験とポジティブリストから構成されている

- 衛生試験

 - 材質規格

 - 告示370号

 - カドミウム、鉛

 - バリウム、

 - 塩化ビニリデンモノマー

 - 自主基準

 - 塩ビモノマー

 - 溶出規格

 - 告示370号

 - 重金属、蒸発残留物、

 - 過マンガン酸カリウム消費量

自主基準（ポジティブリスト）

- ポジティブリスト

PVDC製品に使用できる物質リスト

- アメリカ、EUで認可されている物質
- 食品添加物として認められている物質
- 収載基準に適合し、新たに収載が認められた物質

ポジティブリスト(新規物質の認可基準)

評価

- 蒸発残留物試験: 基準値以下
- 特殊移行量: 使用実態に応じた温度、時間を設定し、移行試験を行う。
- 毒性試験: 特殊移行量に応じて必要な毒性試験を行う。
- 収載基準: 特殊移行量から推定一日摂取量(EDI)を算出し、耐容一日摂取量(TDI)との比較を行い、 $TDI > EDI$ を満たせば、収載する。

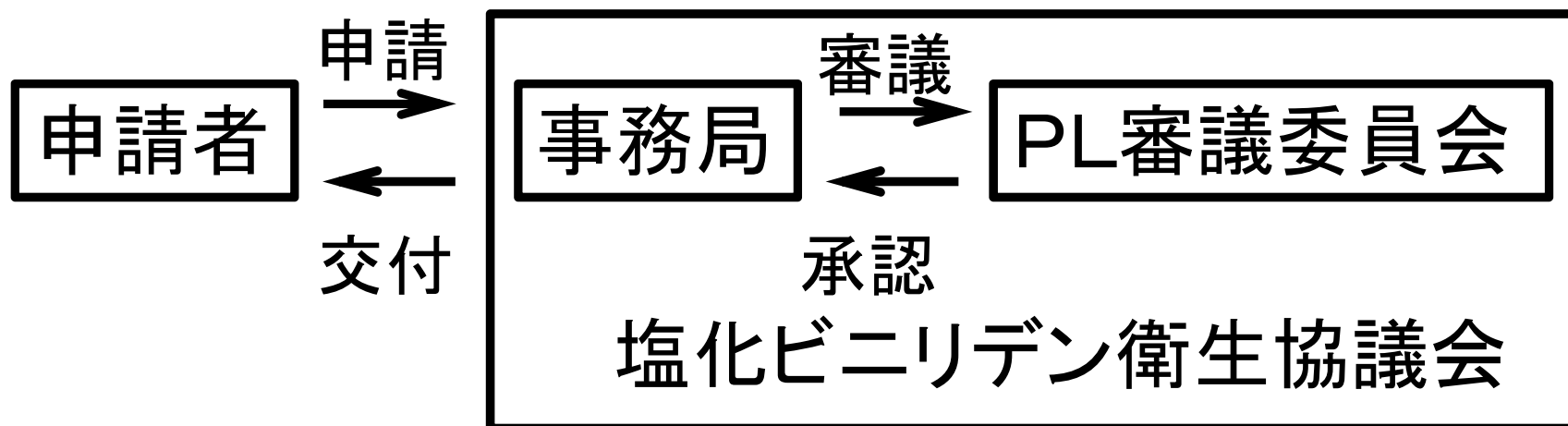
ポジティブリスト収載物質（330物質）

• 基ポリマーを構成するモノマー	50
• 高分子添加剤	39
• 可塑剤	10
• 安定剤	53
• 界面活性剤	47
• 滑剤	52
• 充填剤	49
• 色材	30

確認証明書(1984年～)

- 協議会の自主基準に適合していることを示す証明書
- 確認証明対象
フィルム、コート剤、コート品、多層品など

確認証明書発行の流れ



塩化ビニリデン衛生協議会 自主基準適合マーク

確認証明を取得し、適合マークの使用を希望する会員は使用申請を提出することで使用できる。

